

鳥取県公報

毎週火・金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業計画の縦覧
土地改良区定款変更認可
保険医の指定
土地の公用廃止
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 交通制限に関する告示の一部改正
速度制限
交差点における内小廻りの指定
- ◇雑報 市町村職員共済組合第四選挙区における当選者

告示

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名及び住所

四ヶ堰土地改良区

理事 亀尾 丹士 西伯郡西伯町福成

田子 守良 境

田子 民三

鷺見 官次 米子市大袋

香田平太郎 安曇

長谷川 弘 青木

監事 長谷川 熊市

湖山村瀬土地改良区

理事 山根 健平 鳥取市湖山町

松川千代蔵

木下 万吉

1

山根

00141

山根 繁男

森下 義雄

河島 英一	渡辺 定蔵	山下 徳次郎	影井 秀雄	松下 虎蔵	山下 一二	村上 清一	景井 万蔵	山根 繁男	影井 政一	中瀬 政治	湖山村白浜土地改良区
理事	山根 幸一	星見 重蔵	川口 兼男	川口 恒治	山根 清治	山根 秀義	鳥取市湖山町				

坂口 栄蔵	山本 秀雄	森下 義雄	奥村上義佐雄	木下 竹蔵	村上 虎蔵	松下 寿晴	大井 久夫	宮石 寿雄	奥村 秀治	杉田 光好	上山雄次郎	山根 義治
監事												

鳥取県告示第二百八十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、倉吉市三明寺山口芳治外十八人の者から上灘土地改良区設立の認可の申請があつたので、当

該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年七月七日から同年七月二十六日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、蚊屋井手土地改良区および吉崎井手土地改良区の定款変更について、昭和三十一年六月二十八日認可した。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八條ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

診療科目

名称 一 所 療 在 所 地

氏 名

指定年月日

内科 柳井 孝 八頭郡家町郡家六四四の一

戸田 喜久 昭和三十一年六月一日

眼科

廣本 隆興 院

米子市加茂町一ノ三六

足立 学

六月五日

鳥取県告示第百八十八号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 西伯郡金見町天万字塩河原三三〇番地および同所三三〇番六地

二 三〇番六地

(関係図面は県土木部管理課に保管)

鳥取県告示第百八十九号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県教育委員会委員 犬飼 高 藏

一 中 時 昭和三十一年七月六日午前十二時

二 場 所 鳥取県教育委員会会議室

一 議 題

1 定例報告

2 委員長選挙について

3 委員長職務代理者の指定について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

昭和三十一年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（速度制限について）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一級国道九号線東伯郡由良町大字由良宿四、一七九ノ一番地先から同地内一、七七三ノ三番地先までの間

五〇〇

二〇

を

に改める。

一級国道九号線東伯郡由良町大字由良宿四七九番地先から同地内一、七七三ノ三番地先までの間

一、〇〇〇

二〇

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

制限の場所

区 間

制限速度（毎時）

一級国道九号線美郡岩美町大字蒲生九〇六ノ一番地先から同地内一、一三五ノ一番地先までの間

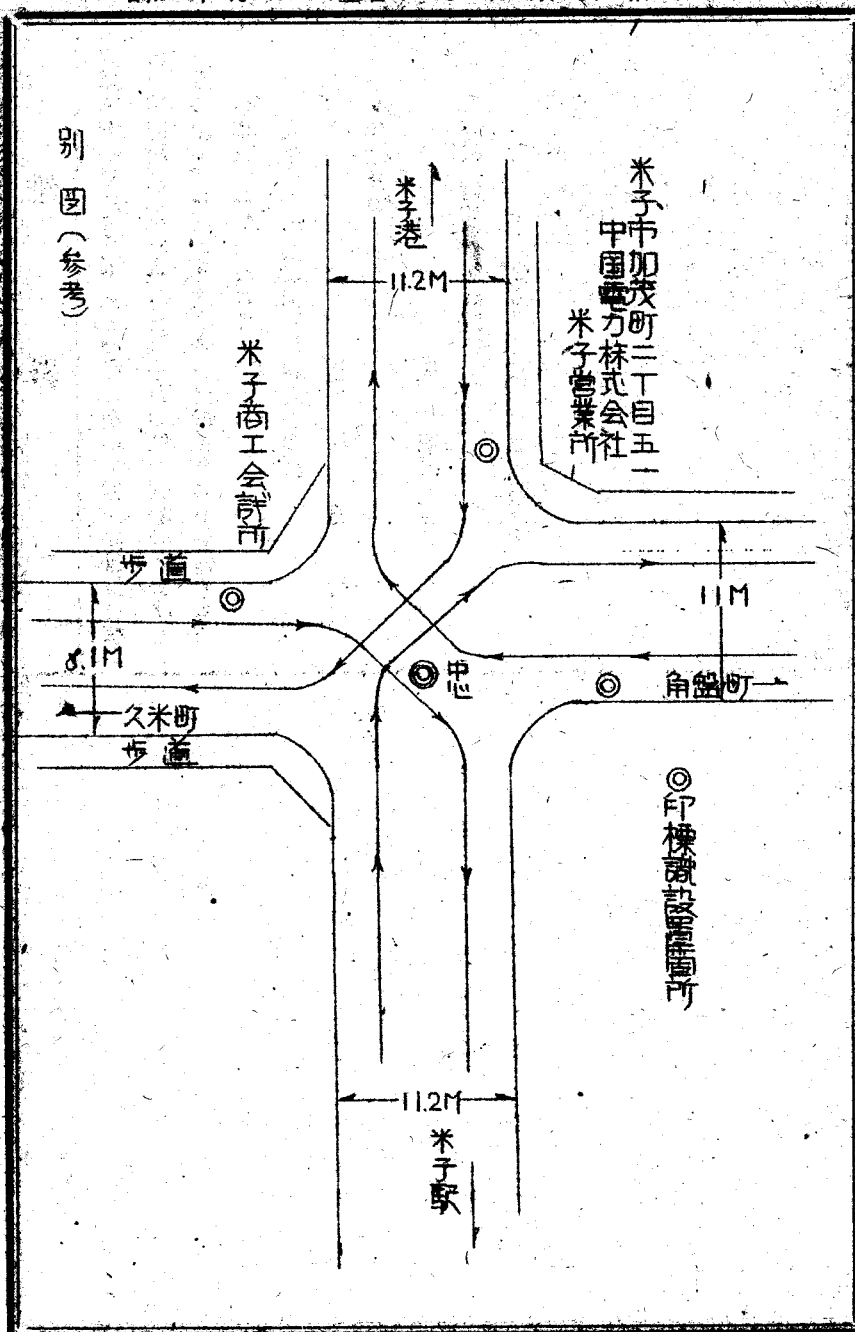
六〇〇

二五

一級国道二十九号線八頭郡八頭村大字安井宿八八八番地先から同地内一、〇八五番地先までの間

四八〇

二五



一級国道九号線名和町大字御来屋 九〇ノ四番地先から同地内七五 六番地地先までの間	二五〇〃 二五〃
県道倉吉山線倉吉市上古川一九 八五番地地先から同地内五三ノ 一番地地先までの間	四六七〃 二五〃
県道倉吉由良線東伯郡大栄町大字 瀬戸五番地地先から同地内一六一 番地地先までの間	五〇〇〃 二五〃
県道米子境線米子市大篠津町一、 七五五番地地先から境港市佐斐神 町一四番地地先までの間	一二〇〇〃 二五〃

鹿取県公安委員会告示第十一号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十四条第三項の規定により次のとおり指定する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 指定の場所

県道米子飛行場線と県道米子港線と交さる米子市加

茂町二丁目五一番地地先交さ点（中国電力株式会社米子營業所前交さ点）

二 指定の要領

自動車の内小回り（米子駅前方面から右折する場合を除く）

(註)

自動車は右折する際に別図のとおり通行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

雜報

昭和三十一年六月二十九日執行した市町村長側議員並びに、市町村長以外の組合員側議員の第四選挙区における選挙の結果、それぞれ次の者が当選したので公告する。

昭和三十一年七月六日

鳥取県市町村職員共済組合理事長

坂出雅己

一 市町村長側

足立 実 境港市長

二 市町村長以~~外~~組合員側

手島 満 境港市役所

發行所
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取